

会告

出産、育児休暇取得による会費減免の申請について

一般社団法人日本応用地質学会
会長 脇坂安彦

令和元年6月21日開催の令和元年度定時社員総会において改定された定款第7条第③項の一に基づき、会員の出産、育児休暇取得による令和2年度会費の減免の申請を受け付けます。会費減免措置を希望される会員におかれましては、下記の事項を明記し、本会事務局まで申請を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、個人情報は、本会のプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に基づいて取扱います。

減免額につきましては、後日、理事会にて審議の上、申請会員へ直接ご連絡いたします

記

1. 会員氏名
2. 会員番号（不明の場合は不要です）
3. 出産休暇または育児休暇の取得期間

・申請方法：電子メール（件名を「会費減免措置申請」として下さい）または郵送（表に「会費減免措置申請書在中」とお書き下さい）

・申請先：一般社団法人日本応用地質学会事務局

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台 2-3-14 お茶の水桜井ビル 7F

電子メール：office@jseg.or.jp

・申請締め切り：令和元年12月20日（金）

【参考】定款

（会費）

第7条 会員は社員総会に於いて定める会費を納めなければならない。但し名誉会員は会費を納める事を要しない。

②会費は前納とし、既納会費は原則返還しない。

③会員が次の各号の一に該当する場合、理事会が別に定める規則に従い次年度会費を減免することができる。

- 一 出産、育児休暇の取得
- 二 その他、理事会が適当と認めるもの

以上